

■用語の解説

あ行

芦田川きれい☆きれいプロジェクト

芦田川の水質浄化に関する取組（川健康診断や家庭でできる生活浄化対策など）の総称。

アダプト(里親)制度

アダプトが「養子縁組」という趣旨から、市民や事業者などの団体が、道路や公園など公共空間の緑化・美化・清掃活動などを行い、わが子のように面倒をみていく活動を支援する仕組みのこと。

アメニティ

快適性や心地よさを意味する概念であり、これらが整った「環境」などを表す。これらが転じて、ホテルなどの使い捨てグッズなどをアメニティグッズという。

歩いていける身近な緑のネットワーク率

工業専用地域を除く市街化区域^{*}等を対象として、身近な公園が体系的に整備された割合を示す指標のこと。身近な公園が体系的に整備された状態とは、1km²を1住区とした場合、街区公園^{*}など小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園^{*}など中規模な公園緑地が2箇所、総合公園^{*}など大規模な公園緑地が0.25箇所整備された状態をいう。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

オープンスペース

公園・広場、道路、河川、農地・樹林地などの建物によって覆われていない土地の総称のこと。

か行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

開発事業(行為)

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる、土地の区画形質の変更する事業(行為)をいう。

環境基本計画

「福山市環境基本条例」に基づく、福山市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画。基本目標や施策の基本的な方向を定めたもの。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

グラウンドワーク

市民・事業者などと行政が協働して行う地域の環境改善活動。

クレーク

生活排水やかんがい用水、水上交通のために掘られた小河川や運河のこと。

景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」のことであり、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。

景観緑三法

「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称であり、2005年(平成17年)6月1日をもって全面施行された。

県立自然公園

国立、国定公園以外のすぐれた自然の風景地で、知事が指定するもの。

公開空地

建築基準法の総合設計制度により敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行又は利用できる区域。

耕作放棄地

過去1年間以上作付けせず、しかも、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

公募設置管理制度(Park-PFI)

都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園施設に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

国勢調査

わが国に住んでいる全ての人を対象に、人口・世帯、就業構造の実態、住宅の実態等を把握するため、5年ごとに総務省統計局が実施している全数調査。

国立公園

日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、環境大臣が自然公園法^{*}に基づいて指定するもの。

コミュニティガーデン

市民が主体となり創り出す地域の「庭」のこと。公共空間や未利用地などが利用される。

さ行

里山

環境省では、奥山と都市の中間にある集落や雑木林、田畑、草原など人間活動によって維持されている「二次的」な自然と定義している。人里に近く、人間の日常生活に関わりの深い山や田畑などの自然。

市街化区域

1968年（昭和43年）の新都市計画法^{*}で設けられた制度で、市街化区域は、既に市街化を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

区域区分により都市計画区域^{*}に設定された、市街化を抑制すべき区域。

自然海浜保全地区

自然海浜の保全及び適正な利用を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された「広島県自然海浜保全条例」に基づき指定された区域。

自然環境保全地域

自然環境保全法^{*}に基づき、自然環境の保全に努める地域として指定した、すぐれた自然環境を維持している地域。なお、県条例（広島県自然環境保全条例）により指定された地域を「県自然環境保全地域」という。

自然環境保全法

国民の健康で文化的な生活を確保するために、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的に制定された法律。

自然共生社会

「21世紀環境立国戦略」で用いられた用語であり、自然経済活動を自然に調和したものとし、また、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受することのできる社会のこと。

自然公園

自然公園法^{*}に基づく国立公園^{*}、国定公園、

都道府県立自然公園^{*}の総称。土地所有に関わりなく区域を定めて指定する地域性公園であり、優れた自然の風景地を保護するとともに、その風景地を保健、休養、教化の場として利用することを目的に指定される。

自然公園法

優れた自然の風景地の保護と利用を目的とし、国立公園^{*}、国定公園、都道府県立自然公園^{*}の指定、保全、管理について定めた法律。

指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業やNPO法人、市民グループなど民間事業者も含めた幅広い団体に代行させることを可能とした制度。

市民農園

レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるように農地を一定期間、有償又は無償で貸し付ける農園のこと。

市民緑地

土地所有者等の申し出により、当該土地等の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

斜面緑地

山間部や丘陵地などの緑で覆われた斜面のこと。本計画では、特に市街地背景となる緑地を斜面緑地^{*}としている。

住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園^{*}分類であり、街区公園^{*}・近隣公園^{*}・地区公園^{*}などがある。

循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もっとも天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

人口集中地区(DID)

日本の国勢調査^{*}において設定される統計上の地区を意味します。市区町村の区域内で、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口5,000人以上となる地区。

親水空間

河川、海岸、池、湖沼など水辺において、住民が水にふれ、接するなど水に親しむことのできる水辺空間のこと。

水源涵養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能。

生産緑地地区

市街化区域内の土地で、緑地保全などの目的で指定される農地・森林・採草放牧地・漁業用池沼など。生産緑地法に基づき、市町村から指定を受けた都市農地。30年間の営農などが条件で、指定されると自由な売買やアパート建築などの農業目的以外での使用が制限される。

生物多様性

生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。「個体の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」など。

総合計画

地方自治法に基づく福山市の最上位計画。将来像の実現に向けたまちづくりの原則や基本政策を示している。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た行

体験農園

農家が主体となり、利用者が収穫物の買い取りと講習の料金を払い、提供された種や道具を使って農作業する農園。いわゆる市民農園^{*}とは異なる。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う川づくりのこと。

地域森林計画対象民有林

都道府県が定める「地域森林計画」において、森林として使用することが適当とされている民有林。

地球温暖化

温室効果ガス等により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。海水面上昇や生態系の変化といった、気温上昇にとも

なう二次的な諸問題まで含めて「地球温暖化問題」と言うこともある。

地区計画

地区の特性に応じて、公園・街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の制限などの計画を定め、市街地の良好な街区を整備・保全するために市町村が都市計画法^{*}に基づいて定める計画。

地区計画による緑化率規制制度

地区計画^{*}において緑化率を定めることができるとし、さらに条例を定めることによりその緑化率を建築物の新築等に関する制限とすることができるようにするもの。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域^{*}外の一定の町村における特定地区公園^{*}（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

辻

交差点を表す言葉。

低炭素社会

地球温暖化^{*}の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない社会のこと。

天然記念物

文化財保護法^{*}の第2条によって定められている動物、植物、地質鉱物、又は地域のこと。また、地方公共団体の条例によって指定されたものも含む。

特殊公園

風致公園^{*}、動植物公園、歴史公園^{*}、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

都市環境負荷

都市活動によって環境に与えるマイナスの影響。

都市基幹公園

都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園^{*}分類であり、総合公園^{*}・運動公園^{*}などがある。

都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域として、都市計画法^{*}に基づき都道府県が指定する区域。法定の都市計画が対象とする地理的範囲を定めたものであり、都市計画区域マスタープランが定められる他、区域内において区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業^{*}等が定められる。

都市計画法

1968年（昭和43年）に制定されたわが国における都市計画の根拠法。都市の健全な発展と秩序ある整備を法の目的として、都市計画区域^{*}、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業^{*}など都市計画の内容とともに、決定権限と手続き、開発許可、都市計画制限、都市計画事業などに関する事項を規定。

都市マスタープラン

都市計画法^{*}第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来像を実現するため、必要な土地や都市施設等の施策を明らかにするもの。

都市公園

都市公園法^{*}に基づき管理される公園緑地。

都市公園法

都市公園^{*}の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園^{*}の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

都市微気候

地表より100メートルくらいまで（2メートル以下のこともある）の狭い範囲の気候。地表面の状態や植物群落などの影響を受け、細かい気象の差が生じる。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園^{*}として配置するものを含む）

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るため、都市の緑地の保全と緑化の推進に関して総合的に規定した法律。緑の基本計画^{*}に関する規定をはじめ、緑地の保全を図るための制度、民間の土地を市民に開放する市民緑地^{*}制度など、各種制度を総合的に規定した法律となっている。2004年（平成16年）に都市緑地保全法が改正され、市街地における建築物等の緑化を推進する緑化地域^{*}制度等の緑化に関する施策を充実し、名称を都市緑地法に改められた。

土地区画整理事業

都市計画区域^{*}内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改良と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業

農業振興地域整備計画

農業振興地域整備法^{*}に基づき、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として策定される計画。

農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域整備法）

総合的に農業を振興すべき地域について、計画的に整備することを目的とする法律。

農用地区域

農業振興地域内の土地で長期間にわたり農業上の利用を図るべき区域。開発などの行為は制限される。

は行

ヒートアイランド現象

周辺部に比べて都市部の気温が高く、等温線を描くと島状になる現象。

PFI制度

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（民間資本主導）の略。民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備・運営すること。官民の役割分担を事前に取決め、公共施設の建設や維持管理を民間企業に任せ、効率的で良質な公共サービスを提供しようとするもの。

風致公園

特殊公園^{*}のうち、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園^{*}であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置された公園。

風致地区

都市計画法^{*}において規定された制度で、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域、いわゆる良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために、建築等の規制が適切に行うことができるよう相当規模の一団の土地の区域を対象として定めるもの。

福山市景観計画

景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるもの。

この計画は、本市の景観特性や市民の意見などを踏まえ、景観づくりの基本的な考え方を定めるとともに、景観法の制度を活用した実効性のある取組について示すもの。

福山市公園施設長寿命化計画

都市公園のストックマネジメントを行っていくために用いる計画。本市では2013年度（平成25年度）に策定。公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期、内容などを最も低廉なコストで実施できるよう計画するもの。

福山市みどりのまちづくり条例

市民・事業者などと行政が一体となって連携し、みどりのまちづくりを行い、良好な生活環境の維持や向上に寄与することを目的として制定された条例。市民の暮らしに安らぎや潤いを与え、人間だけでなく地球にもやさしさをもたらしめてくれる「みどり」を守り、つくり、育てていくために、緑の保全や緑化の推進に関し必要な事項を定めている。

文化財保護法

文化財を保存・活用し、国民の文化的向上を目的として制定された法律。

保安林

水源の涵養^{*}、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などを目的として、「森林法」に基づき指定された森林のこと。立木の伐採や開発などが制限される。

ポケットパーク

都市の中に憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を提供したり、公立の公園にならない公有地又は民間の土地を借用しつくったものをいう。

ま行

ミティゲーション

開発行為^{*}にともなう環境への影響を軽減するための保全行為のこと。ミティゲーションの手法としてアメリカでは、回避、最小化、矯正、軽減、代償の5つをあげている。

緑の基本計画

都市緑地法^{*}に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画書」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたもの。

緑の政策大綱

緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図

ることを目的として1994年（平成6年）7月に制定された。

緑保全地区

良好な自然と豊かな緑を保全する必要のある区域として、福山市みどりのまちづくり条例^{*}に基づき指定される区域。緑保全地区には、福山市都市開発基金による補助金制度がある。

や行

遊休地

施設や設備などが利用されずにほうっておかれた土地のこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。

ら行

立地適正化計画

地域の拠点周辺ごとに地域規模に応じた都市機能を集約するとともに、その周辺を歩いて暮らせるまちづくりを行い、それぞれの拠点を公共交通網でネットワーク化することで、移動しながら必要なサービスを受けられる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」をめざそうとするもの。

稜線

その山域のピークとなる尾根を結ぶ線。

緑地環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づき指定された区域。自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資する区域のこと。

緑地管理機構

緑地整備、管理について一定の能力を有するとして法に基づき知事から指定を受けた公益法人又はNPO法人のこと。

緑地協定

地域の緑地の保全や緑化に関して土地所有者の合意により締結する協定。

緑地保全地域

2004年（平成16年）に一部改正された都市緑地法^{*}（旧都市緑地保全法）で新たに創設された制度で、里地・里山^{*}など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）

NPO法人やまちづくり会社などの民間団体が、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）として、市町村に設置管理計画の認定を受け、緑化の推進を行う。これにより自発的な市民緑地等の整備・保全、緑化の推進に対する取組を促すことができる。（旧・緑地管理機構）

緑化地域

都市緑地法*により規定された制度で、一定規模以上の敷地において建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度で、都市計画法*における地域地区として市町村が計画決定を行う。

歴史公園

文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

歴史まちづくり法

「地域における歴史風致の維持及び向上に関する法律」のことであり、歴史や伝統を反映した活動と建造物や市街地が一体となって形成している歴史的風致（市街地環境）の維持向上を図るための法律である。国交省、文化庁、農林水産省の省庁横断体制で2008年（平成20年）5月に制定された。

レッドリスト、レッドデータブック

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことであり、それらの生息・生育状況等を取りまとめたものをレッドデータブックという。環境省が発行している。さらに、全国的には絶滅のおそれがないものでも、ある地域では絶滅の危険があるなど、野生生物の生息・生育状況はその地域によって違うため、各都道府県がレッドデータブックを作成している。

わ行

ワークショップ

住民、専門家及び行政などが平等な立場で意見を出し、作業をしながら、テーマについて考え、合意形成に導く手法。
